

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	お客様設備課
委 託 業 務 名	水道・ガス・下水道工事申請等W e b 受付システム運用保守業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号及び神奈川県横浜市中区相生町 6－1 1 3 オーク桜木町ビル 9 F
概 要	水道・ガス・下水道工事申請等W e b 受付システムの運用及び保守
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	3, 9 6 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕神奈川県横浜市中区相生町 6－1 1 3 オーク桜木町ビル 9 F 〔名 称〕横浜ウォーター㈱
契約相手方の 選 定 理 由	横浜ウォーター株式会社は、令和 6 年 4 月 1 日運用開始予定の水道・ ガス・下水道工事申請等W e b 受付システムの開発業者であり、システ ムの仕様を正確に把握している唯一の業者である。よって、万が一、不 測の事態が発生しても安全かつ迅速に復旧対応ができる体制を整えた 当該業者と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品 の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをする とき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見 込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とす
る政策随意契約については、別途公表をしています。